



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 13 日(火)
第 8 7 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関の一部改正 (686) (男女共同参画推進課) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (50) 2
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 2 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 3 森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 4 平成27年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (追加募集:事務・土木・獣医師)) の 実施 (人事委員会事務局任用課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 7

告 示

鳥取県告示第686号

平成27年鳥取県告示第381号（鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関について）の一部を次のとおり改正する。

平成27年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	変更事項	変更前	変更後
鳥取県地域における女性活躍推進事業プロポーザル審査会	調査審議する事項	女性活躍のためのノウハウ導入手引書（仮称）の制作、行動計画作成セミナーの実施及び女性リーダー育成セミナーの実施の受託者の選定に関する事項	女性活躍のためのノウハウ導入手引書（仮称）の制作、行動計画作成セミナーの実施及び女性リーダー育成セミナーの実施並びに企業における女性管理職登用の状況と職場環境の関係に関する分析の受託先の選定に関する事項
	設置期間	平成27年6月9日から同年10月31日まで	平成27年6月9日から同年12月28日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

平成27年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年10月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年10月20日（火） 午後1時
- 2 場所 米子市靴町一丁目160 西部総合事務所第15会議室
- 3 議題
 - (1) 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正について
 - (2) その他

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成27年度第2回自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成27年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生（男子）予定数
 - (1) 陸上要員：5名程度
 - (2) 海上要員：5名程度
 - (3) 航空要員：10名程度
- 2 募集期間

平成27年10月13日（火）から同年11月6日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成27年11月14日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

5 合格発表予定日

試験実施日に示す。

6 採用予定時期

平成28年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

八頭郡八頭町上津黒字西ヶ谷 397、398、400、401、字長左衛門谷 405、407、字山ノ神谷 410 の1、411 の4、字渡リコシ 417、421、字尾ノ谷 435、字石ゴロ 437、439 の3、440、440 の1、441、446、字ヲツ谷 468 の6、468 の13、468 の17、字市尻 471 の12、471 の22、字ヤナガナル 472 の4、472 の9、472 の18、字カラ谷 476 の4、476 の6、476 の12、字臼ヶ谷 477 の1、字石佛谷 478 の3、478 の4、478 の14、福地字於登原谷 603 の1、603 の116、603 の120、603 の126、603 の133、603 の141、字本谷 605 の1、605 の2、605 の4、605 の6、605 の9から605 の13まで、605 の17、605 の19、605 の23、605 の24、605 の32から605 の34まで、605 の40、605 の48、605 の49、605 の53、字叶谷平 607 の9、607 の15、607 の16、607 の23、607 の25、607 の28、607 の29、607 の31、607 の32、607 の34、607 の36、607 の40、字宮ノ谷 608、608 の5、608 の8、608 の9、字瀧山 609、609 の110、609 の112、609 の114、609 の123、麻生字カ々ミ 538、539 の2から539 の6まで、539 の12から539 の15まで、539 の17、字貝谷 618、619 の2、619 の3、619 の7、621から623まで、624の2から624の5まで、624の8、629の5から629の10まで、629の12から629の15まで、629の18、629の21から629の23まで、629の25、629の27、629の28、629の30、629の31、629の33から629の43まで、629の45、629の47、629の48、629の50、629の52、629の56から629の58まで、629の60、629の66、字大谷 666 の14、666 の19、666 の42、666 の45、666 の47、666 の51、666 の54、666 の57、字六郎谷 679 の2、字麻生谷 704 の16、709、713 の10、713 の20、714、717 の5、字志谷々 742 の3、742 の4、744、745 の3から745 の5まで、745 の7、745 の8、745 の13から745 の15まで、745 の17、745 の19、745 の20、745 の24、746、747 の5、747 の11から747 の15まで、落岩字暮ノ谷 632 の13から632 の16まで、632 の19、632 の26から632 の28まで、632 の34から632 の36まで、632 の48、字上野山 671、

字白岩谷 695 の 1、698、700 の 1、字東谷 705 の 26、706 の 2、706 の 7、706 の 8、字山口 709 の 2、709 の 8、709 の 65、709 の 66、709 の 82、字城山 710 の 14、710 の 15、字三山口 717 の 3、字松ノ木 741 の 5、741 の 14、姫路字下河原一 707 の 4 から 707 の 8 まで、707 の 10、707 の 16、707 の 17、707 の 22、707 の 24、707 の 26、707 の 27、707 の 30、707 の 32、707 の 34、707 の 39、707 の 40、字川下モ一 714 の 1、714 の 14、714 の 21、714 の 43、714 の 46、714 の 47、714 の 54、714 の 55、714 の 59、714 の 64、字後左近一 738 の 1 から 738 の 3 まで、742 の 1、742 の 2、747、字清水一 770、771 の 2、779 の 1、779 の 2、780 の 1 から 781 の 3 まで、781 の 10、字発町一 782 の 10、782 の 12、782 の 14、782 の 16、782 の 19 から 782 の 21 まで、782 の 23 から 782 の 31 まで、782 の 35 から 782 の 42 まで、788 の 6、字広畑ヶ一 799 の 1、799 の 3、799 の 7、799 の 8、799 の 13、799 の 14、799 の 16、799 の 17、799 の 19 から 799 の 22 まで、799 の 24 から 799 の 26 まで、799 の 28、799 の 30 から 799 の 33 まで、799 の 35、801 の 1、801 の 3、803 の 28 から 803 の 31 まで、803 の 35、803 の 50、字石ヶ谷 805 の 13 から 805 の 19 まで、805 の 29、805 の 31 から 805 の 33 まで、805 の 41 から 805 の 44 まで、805 の 46 から 805 の 48 まで、805 の 60、805 の 62、字瀧ヶ谷 821 の 3、821 の 5、821 の 11、821 の 13、821 の 14、821 の 16、821 の 19 から 821 の 22 まで、821 の 24、821 の 25、明辺字徳石谷 612 の 5、612 の 6、字北谷 615 の 2、615 の 5、615 の 6、615 の 8、字市ノ谷 618 の 5、字若林 674 の 1 から 674 の 3 まで、674 の 7 から 674 の 9 まで、674 の 12、675 の 1 から 675 の 3 まで、字山根 695 の 5、695 の 6、704 の 2、704 の 5、字山中 710 の 11、字菖蒲谷 713 の 9、字向田 715 の 3、715 の 4、717 の 1 から 717 の 3 まで、718 の 5、720、721、字南谷 731 の 8、731 の 13、731 の 15、731 の 25、731 の 29、字蛇山 734 の 1、734 の 4、734 の 7、山志谷字榎左近 161、字金山東平 289 の 5、289 の 6、字金山 293 から 295 まで、字下モ田 310 の 1、字年中 357、359、字奥年中山 362 の 8、362 の 10、362 の 13、363 の 1、字太田上 365、字東柳ヶ谷 142 の 2、382 の 1、字ゴン付谷 386 の 4、386 の 6、397、字金剛寺山 402 の 2、402 の 15、402 の 16、字榎ヶ山 416、字柳畑毛 420 の 1、423、字石堂山 427 の 10、428、430、野町字柳谷 558 の 2、558 の 4、558 の 10、558 の 18、字長左近 564 の 1、564 の 3、564 の 7、564 の 21 から 564 の 23 まで、564 の 32、564 の 36、字宮治岩 566 の 10、566 の 15、566 の 21、566 の 23、566 の 25、566 の 26、566 の 33、566 の 38、566 の 48、566 の 50、566 の 54、566 の 56、字道草 567 の 11、567 の 14、567 の 17、567 の 29、567 の 35、567 の 40、567 の 41、567 の 46、567 の 49、567 の 50、567 の 53、567 の 61、567 の 76 から 567 の 80 まで、567 の 86、567 の 101、567 の 107、568、字椿谷 569 の 15、569 の 23、569 の 32、569 の 44、569 の 48、569 の 52、569 の 59、569 の 77、字後口山 570 の 6、570 の 7、570 の 14、570 の 15、570 の 30 から 570 の 32 まで、570 の 39、570 の 44、570 の 51、570 の 65、570 の 66、字大平 572 の 25、572 の 28、572 の 87、572 の 95、郡家殿字大谷通 731 の 1 から 731 の 4 まで

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1 に掲げる土地について、平成 26 年 9 月 30 日付農林水産省告示第 1330 号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 八頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 27 年 10 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は 名称及び代表者の 氏名	開発者の住 所又は主た る事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行 為の許 可年月 日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		

					の面積			
福万ソーラーエナ ジー合同会社 職務執行者 カルロス・ガルシ ア・ガルシア	東京都港区 浜松町二丁 目 4-1	米子市福万 字猩々峰五 1199外28筆	太陽光 発電設 備の設 置	7.6278 ヘクター ル	4.1563 ヘクター ル	1.9548 ヘクター ル	平成27年9 月25日から 平成28年3 月31日まで	平成27 年9月 25日
ソーラー鳥取合同 会社 職務執行者 カルロス・ガルシ ア・ガルシア	東京都港区 浜松町二丁 目 4-1							

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年10月13日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：事務・土木・獣医師））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	2名程度
	総合分野コース	2名程度
土 木		1名程度
獣 医 師		2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額177,000円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

（1） 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和40年4月2日以降に生まれた者

イ アに掲げる職以外のもの

（ア） 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

（イ） 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成28年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

（2） 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者

又は平成28年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成27年12月6日(日)

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成28年1月中旬(予定)

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験(集団討論及び個別面接)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験(集団討論及び個別面接)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成27年12月22日(火)(予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成28年1月下旬(予定)に、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号

を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 28 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 27 年 10 月 23 日（金）午前 0 時から同年 11 月 11 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 27 年 10 月 23 日（金）から同年 11 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 27 年 11 月 16 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合がある。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月13日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 田 中 正 士

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等賃貸借 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年2月1日から平成31年8月31日まで

(4) 納入期限

平成28年1月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年10月21日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成27年10月13日から同年11月24日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年10月13日から同年11月24日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を所有し（平成27年10月13日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) 本件公告に示した物品と同程度の機能を有すると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成

23年4月1日から平成27年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成27年10月13日(火)から同年11月5日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年11月24日(火)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日(金)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成27年11月5日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) November 5, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 24, 2015 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(November 20, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi Tottori 682-0941 Japan

TEL : 0858-28-1341